

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
（第五条関係）

抄（平成二十二年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 給付及び福祉事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 給付（第二十条―第二十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第六章 掛金等並びに国及び都道府県の補助（第二十七条―第三十五条）</p> <p>第七章（略）</p> <p>第八章 高齢の教職員等に係る特例（第三十九条・第四十条）</p> <p>第九章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三条 削除</p> <p>（非課税）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 給付及び福祉事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 給付（第二十条―第二十五条の三）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第六章 掛金並びに国及び都道府県の補助（第二十七条―第三十五条）</p> <p>第七章（略）</p> <p>第八章 高齢の教職員等に係る特例（第三十八条の二―第四十条）</p> <p>第九章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（年金額の改定）</p> <p>第三条 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に应ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>（非課税）</p>

第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

(加入者)

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一 三 (略)

2 前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る。）。

二 (略)

三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から報酬を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

(加入者期間)

第十七条 (略)

2 加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者（加入者及び他の法律に基づく共済組合

第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職共済年金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

(加入者)

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一 三 (略)

2 前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受ける場合に限る。）。

二 (略)

三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から給与を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

(加入者期間)

第十七条 (略)

2 加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うものの組合員、

の組合員たる被保険者を除く。)若しくは国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3 (略)

(給付)

第二十条 (略)

2 事業団は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(報酬及び賞与の範囲)

第二十一条 この法律において「報酬」とは、勤務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを含まない。

2 (略)

3 報酬又は賞与の一部が金銭以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理事長が定める。

(標準報酬月額)

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分

厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3 (略)

(給付)

第二十条 (略)

2 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 退職共済年金
- 二 障害共済年金
- 三 障害一時金
- 四 遺族共済年金

3 事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(給与及び賞与の範囲)

第二十一条 この法律において「給与」とは、勤務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを含まない。

2 (略)

3 給与又は賞与の一部が金銭以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理事長が定める。

(標準給与)

第二十二条 標準給与の等級及び月額額は、加入者の給与月額に基づき次

(次項の規定により標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上

の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上

第十五級	第十四級	第十三級	第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	
二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	
二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二二〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満

第十五級	第十四級	第十三級	第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	
二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	
二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二二〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満

第二十四級	第二十三級	第二十二級	第二十一級	第二十級	第十九級	第十八級	第十七級	第十六級
四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上

第二十四級	第二十三級	第二十二級	第二十一級	第二十級	第十九級	第十八級	第十七級	第十六級
四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上

第三十三級	第三十二級	第三十一級	第三十級	第二十九級	第二十八級	第二十七級	第二十六級	第二十五級
七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円
六九五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上

第三十級	第二十九級	第二十八級	第二十七級	第二十六級	第二十五級
六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円
六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上

第四十一級	第四十級	第三十九級	第三十八級	第三十七級	第三十六級	第三十五級	第三十四級	
一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	
一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満	八〇五、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満	七五五、〇〇〇円以上 八〇五、〇〇〇円未満	七〇五、〇〇〇円以上 七五五、〇〇〇円未満	七三〇、〇〇〇円未満

第四十二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上
		一、一七五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

2 前項の規定による標準報酬月額等の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十二条の二第二項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

3 事業団は、加入者が、毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

4 前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一项の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者について、その年に限り適用しない。

6 事業団は、加入者の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準報酬月額を定める。この場合において、週

2 事業団は、加入者が、毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。

3 前項の規定によつて定められた標準給与は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準給与とする。

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十项の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準給与が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

5 事業団は、加入者の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準給与を定める。この場合において、週その

その他月以外の一定期間により支給される報酬については、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額とする。

7| 前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、加入者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に加入者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

8| 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、報酬の支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定するものとする。

9| 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

10| 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつ

他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

6| 前項の規定によつて定められた標準給与は、加入者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に加入者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準給与とする。

7| 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与を改定するものとする。

8| 前項の規定によつて改定された標準給与は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準給与とする。

9| 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎とな

た日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

11| 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

12| 加入者の報酬月額が、第三項、第六項若しくは第十項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項若しくは第十項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける他の教職員等の報酬月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円(前条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 前条第十二項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

つた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

10| 前項の規定によつて改定された標準給与は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準給与とする。

11| 加入者の給与月額が、第二項、第五項若しくは第九項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受ける他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の給与月額とする。

(標準賞与の額の決定)

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与の額を決定する。この場合において、当該標準賞与の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 前条第十一項の規定は、標準賞与の額の算定について準用する。

(給付額等の端数計算)

第二十四条 短期給付(第二十条に規定する短期給付をいう。以下同じ)の額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。

2 標準報酬日額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付については、国家公務員共済組合法第二条(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第五十一条から第五十二条の三まで、第五十三条の六、第六十八條の二、第六十八條の三、第七十二条並びに第九十四条を除く。)、第一百一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六條の五、附則第十二條(第八項を除く。)並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第二条第一項第二号イ、ロ及びハ

(給付額等の端数計算)

第二十四条 短期給付(第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ)の額及び平均標準給与額(次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十二条の二に規定する平均標準給与額をいう。)に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。

2 標準給与の日額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

3 長期給付(第二十条第二項に規定する長期給付をいう。以下同じ)の額(次条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条第一

項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。)又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八條の二、第六十八條の三、第七十二条及び第九十六条を除く。)、第一百一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六條の五、附則第十二條(第八項を除く。)、附則第十二條の二の二から第十二條の八の四まで、附則第十二條の十、附則第十二條の十の二、附則第

以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第二百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第四十一条第一項	(略)
		組合	(略)
		日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）	(略)

		第四十七条第二項	(略)
		第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	(略)
医師	その保険医又は主治の 又は健康保険法	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）
医又は主治の医師	若しくは健康保険法 その学校法人等、保険	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）

第五十二条の四	第五十一条及び第五十二条	私立学校教職員共済法 第二十条	第五十三条の三第二項	第五十二条の二第一項	同法第二十二條第一項	(略)	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	(略)	又は健康保険法	若しくは健康保険法	第五十五条第一項第二号	(略)	組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務	第五十二条の二	前二条	私立学校教職員共済法 第二十条第一項及び第三項	第四十二条第一項	同法第二十二條第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	組合員（地方の組合	加入者（他の法律に基づく共済組合	第五十五条第一項第二号	(略)	(略)
---------	--------------	--------------------	------------	------------	------------	-----	-----------------------	--	-----	---------	-----------	-------------	-----	--------------------------------	---------	-----	----------------------------	----------	------------	-----	-----	-----	-----	-----------	------------------	-------------	-----	-----

(略)		第五十五条第二項			
(略)		運営規則	(略)	員共済組合（以下「地方の組合」という。）	組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）
(略)		共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）	(略)	組合員	組合員

(略)		第五十五条第二項			
(略)	報酬	運営規則	(略)	組合員及び私学共済制度の加入者	
(略)	給与	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）	(略)	組合員	

				第六十六條第三項
			(略)	組合員で
			(略)	加入者で
			(略)	
			第六十九條	
			休業手当金、育児休業手当金（第六十八條の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。）又は介護休業手当金	
			又は休業手当金	

				第六十六條第三項
			(略)	組合員で
			(略)	加入者で
			第六十六條第六項	
			地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法	
			国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）	
			第六十九條	
			休業手当金、育児休業手当金（第六十八條の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。）又は介護休業手当金	
			又は休業手当金	
			第七十三條の二第一項	
			第百條の二	
			私立学校教職員共済法第二十八條第二項及び第三項	
			他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とする年金である	
			第七十四條第一項第一号	
			地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下この条、第七十八條の二、第七十九條第	

<p>第七十四条第一項 第三号</p>	<p>第七十四条第一項 第二号</p>	
<p>地方公務員等共済組合法による年金である給</p>	<p>地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による</p>	<p>六項及び第百十四条の二において同じ。）による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び地方公務員等共済組合法の規定による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法の規定による年金である給付で</p>
<p>他の法律に基づく共済組合が支給する</p>	<p>他の法律に基づく共済組合が支給する</p>	<p>給付及び</p>

	付、私立学校教職員共 済法による	
第七十四条第二項	地方公務員等共済組 合法若しくは私立学校教 職員共済法による	他の法律に基づく共済 組合が支給する
第七十四条第四項	私立学校教職員共済法 による	他の法律に基づく共済 組合が支給する
第七十六条第一項 各号列記以外の部 分	地方公務員等共済組 合法による年金である給 付、私立学校教職員共 済法による	加入者期間（私立学校 教職員共済法第十七条 第一項に規定する加入 者期間をいう。以下同 じ。）
第七十八条の二第 一項	地方公務員等共済組 合法による年金である給 付（退職を給付事由と する年金である給付を 除く。以下この条にお	他の法律に基づく共済 組合が支給する

	<p>校教職員共済法による いて同じ。）、私立学 校教職員共済法による</p>	
<p>第七十八條の二第 二項</p>	<p>地方公務員等共済組合 法による年金である給 付、私立学校教職員共 済法による</p>	<p>他の法律に基づく共済 組合が支給する</p>
<p>第七十八條の二第 四項</p>	<p>次条第二項</p>	<p>私立学校教職員共済法 第二十五条の二第一項 の規定により読み替え られた次条第二項</p>
<p>第七十九條第二項</p>	<p>総報酬月額相当額</p>	<p>総給与月額相当額</p>
<p>第七十九條第六項</p>	<p>地方公務員等共済組合 法による年金である給 付、私立学校教職員共 済法による</p>	<p>他の法律に基づく共済 組合が支給する</p>
<p>第七十九條第七項</p>	<p>厚生年金保険法第四十</p>	<p>厚生年金保険法（昭和</p>

第八十条第二項			第八十条第一項	<p>四 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 項 に 規 定 す る 加 給 年 金 額 が 加 算 さ れ た 老 齡 厚 生 年 金</p> <p>二 十 九 年 法 律 第 百 十 五 号 の 規 定 に よ る 老 齡 厚 生 年 金 又 は 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 若 し く は 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 の 規 定 に よ る 退 職 共 済 年 金 の う ち 、 第 七 十 八 条 第 一 項 の 規 定 に 相 当 す る こ れ ら の 法 律 の 規 定 に よ り 加 給 年 金 額 が 加 算 さ れ た もの</p>	
地方の組合	総報酬月額相当額	若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等又は	私学共済制度の加入者	その間、第七十八条第一項	
連合会又は地方の組合	総給与月額相当額	又は	他の法律に基づく共済組合の組合員	その間、同項	

<p>第八十七条の六第三号</p>	<p>第八十七条の四</p>	<p>第八十七条第二項</p>	<p>第八十二条第二項</p>	
<p>国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償</p>	<p>国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間</p>	<p>総報酬月額相当額</p>	<p>通勤</p>	<p>共済会又は日本私立学校振興・共済事業団</p>
<p>労働者災害補償保険法の規定による障害給付</p>	<p>労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間</p>	<p>総給与月額相当額</p>	<p>通勤（労働者災害補償保険法第七条第一項第二号の通勤をいう。）</p>	<p>共済会</p>

	<p>第八十九条第一項 第二号イ(1)</p>	<p>第八十九条第二項 第一号イ</p>	<p>第九十三条第二項</p>
<p>又はこれに相当する補償</p>	<p>又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権</p>	<p>私立学校教職員共済法</p>	<p>厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金</p>
	<p>の受給権</p>	<p>国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法</p>	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金のうち、同条の規定に相当するこれらの法律の規定により加算する金額が加算されたもの</p>
<p>その間、第九十条</p>	<p>その間、同条</p>		

項	附則第十二条第五	(略)	
報酬の月額	特例退職組合員の標準	(略)	
報酬月額	特例退職加入者の標準	(略)	

項	附則第十二条第五	(略)	第九十七条第一項	第九十三条の四	第九十三条の三
報酬	特例退職組合員の標準	(略)	懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けた	地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員災害補償法の規定による遺族補償の年金又はこれに相当する補償が支給されることとなったときは、これらが支給される間
給与	特例退職加入者の標準	(略)	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された	連合会及び地方の組合	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなったときはこれらが支給される間

(略)					
(略)	(略)	標準期末手当等の額	標準報酬の月額	(略)	標準報酬の月額に
(略)	(略)	標準賞与額	標準報酬月額の	(略)	標準報酬月額に

(略)					
附則第十三条の十 第六項	(略)	標準期末手当等	標準報酬の月額	(略)	標準報酬の月額に
第五条	(略)	標準賞与	標準給与の月額	(略)	標準給与の月額に

(退職共済年金等の支給の停止の特例)

第二十五条の二 退職共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第二項第一号中「停止解除調整開始額」とあるのは「停止解除調整額」と、同項第二号中「停止解除調整開始額」とあるのは「停止解除調整額」と、「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める」とあり、及び「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める」とあるのは「総給与月額相当

額と基本月額との合計額から停止解除調整額を控除して得た金額の二分の一に相当する」と、同条第四項中「停止解除調整変更額」とあるのは「停止解除調整額」と、同条第五項中「第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項」とあるのは「前項」と、「停止解除調整変更額」とあるのは「停止解除調整額」とする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

2 障害共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第八十七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第七十九条第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項において読み替えて適用する第七十九条第四項」と、「停止解除調整開始額」とあるのは「停止解除調整額」と、同項第二号中「停止解除調整開始額」とあるのは「停止解除調整額」と、「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める」とあり、及び「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める」とあるのは「総給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整額を控除して得た金額の二分の一に相当する」とする。

第二十五条の三 第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者であつて教職員等であるもの（以下この条において「特定教職員等」という。）に対する前条の規定により読み替えて準用する第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十九条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十九条第一項中「加入者であるときは」とあるのは、「加入者（私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等を含む。以下この条及び第八十七

第六章 掛金等並びに国及び都道府県の補助（第二十七条―第三十五条）

第二十七条 事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）を徴収する。

（掛金等）

2 掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金にあつては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）につき、徴収するものとする。

3 前二項の規定による掛金は、加入者の標準報酬月額及び標準賞与額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額及び標準賞与額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

条において同じ。）であるときは」とする。

2 前項に規定するもののほか、特定教職員等に対する退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 掛金並びに国及び都道府県の補助（第二十七条―第三十五条）

第二十七条 事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

（掛金）

2 掛金は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金にあつては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）につき、徴収するものとする。

3 前二項の規定による掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

(掛金の折半負担等)

第二十八条 (略)

2 育児休業等をしている加入者(第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金等を免除する。

3 育児休業等をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金等であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

(掛金等の納付義務及び報酬からの控除等)

第二十九条 学校法人等は、自己及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金等を翌月末日までに事業団に納付する義務を負う。

2 学校法人等は、加入者の報酬を支給するときは、その報酬から当該加入者が負担すべき当該報酬に係る月の前月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等(加入者が当該報酬に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該報酬に係る月の前月及びその月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等)に相当する金額を控除することができる。

3 学校法人等は、加入者の賞与を支給するときは、その賞与から当該

(掛金の折半負担等)

第二十八条 (略)

2 育児休業等をしている加入者(第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金を免除する。

3 育児休業等をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金等であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

(掛金の納付義務及び給与からの控除等)

第二十九条 学校法人等は、自己及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金を翌月末日までに事業団に納付する義務を負う。

2 学校法人等は、加入者の給与を支給するときは、その給与から当該加入者が負担すべき当該給与に係る月の前月の標準給与の月額に係る掛金(加入者が当該給与に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該給与に係る月の前月及びその月の標準給与の月額に係る掛金)に相当する金額を控除することができる。

3 学校法人等は、加入者の賞与を支給するときは、その賞与から当該

加入者が負担すべき当該賞与に係る月の標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等に相当する金額を控除することができる。

4 学校法人等は、加入者が事業団に対して支払うべき第二十六条第一項第五号の貸付金の返還の債務がある場合において、事業団から求められたときは、当該加入者に支給すべき報酬、賞与又は退職手当からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を加入者に代わり事業団に支払わなければならない。

(掛金等の繰上徴収)

第二十九条の二 掛金等は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一～三 (略)

(督促及び延滞金の徴収)

第三十条 掛金等を滞納した学校法人等に対しては、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により掛金等を徴収するときは、この限りでない。

2 (略)

3 前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、掛金等の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から掛金等の完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金等の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 前項の場合において、掛金等の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等

加入者が負担すべき当該賞与に係る月の標準賞与の額に係る掛金に相当する金額を控除することができる。

4 学校法人等は、加入者が事業団に対して支払うべき第二十六条第一項第五号の貸付金の返還の債務がある場合において、事業団から求められたときは、当該加入者に支給すべき給与、賞与又は退職手当からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を加入者に代わり事業団に支払わなければならない。

(掛金の繰上徴収)

第二十九条の二 掛金は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一～三 (略)

(督促及び延滞金の徴収)

第三十条 掛金を滞納した学校法人等に対しては、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

2 (略)

3 前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、掛金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から掛金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、そ

は、その納付のあつた掛金等の額を控除した金額による。

5 延滞金を計算するにあたり、掛金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 督促状に指定した期限までに掛金等を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 (略)

(滞納処分)

第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号(第一号ハを除く。)のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区とする。第三項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(審査請求)

第三十六条 加入者の資格若しくは短期給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第二号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文

の納付のあつた掛金額を控除した金額による。

5 延滞金を計算するにあたり、掛金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 (略)

(滞納処分)

第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号(第一号ハを除く。)のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区とする。第三項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(審査請求)

第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

書又は口頭をもつて行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（国家公務員共済組合法の準用）

第三十八条 前二条に規定するもののほか、共済審査会については、国家公務員共済組合法第百三条第三項、第百四条第六項及び第七項並びに第百五条から第百七条までの規定を準用する。この場合において、同法第百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、「国」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」とあるのは「事業団」と、同法第百七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替えるものとする。

第三十九条（略）

2・3（略）

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認、診査又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（国家公務員共済組合法の準用）

第三十八条 前二条に規定するもののほか、共済審査会については、国家公務員共済組合法第百三条第三項、第百四条第六項及び第七項並びに第百五条から第百七条までの規定を準用する。この場合において、同法第百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、「国」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当該審査請求に係る組合」とあるのは「事業団」と、同法第百七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替えるものとする。

（短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十八条の二（略）

2・3（略）

（掛金率の特例）

第三十八条の三 前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

(長期給付に関する規定の特例)

第三十九条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の長期給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 七十歳に達した日の前日において加入者であつた者で七十歳に達した日以後引き続き加入者であるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 七十歳に達した日の前日に退職したものとみなす。

三 七十歳に達した日の前日において加入者期間等（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。）が二十五年未満である加入者で政令で定めるもの 政令で定める日に退職したものとみなす。

(掛金率の特例)

第四十条 前条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したも又は加入者でないものとみなされた加入者の掛金の標準給与の月額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

(事業団の報告徴取等)

第四十七条 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者を使用する学校法人等に、その使用する加入者の異動、給与等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他共済業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者又はこの法

第四十条 削除

(事業団の報告徴取等)

第四十七条 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者を使用する学校法人等に、その使用する加入者の異動、報酬等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他共済業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者又はこの法

律若しくは厚生年金保険法により給付を受けるべき者に、事業団又は学校法人等に対して共済業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

律により給付を受けるべき者に、事業団又は学校法人等に対して共済業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(資料の提供)

第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項(同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(加入者期間以外の期間の確認)

第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等のうち加入者期間以外の期間については、厚生労働大臣(当該加入者期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規

定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができる。

5 第一項の場合において、加入者期間以外の期間に係る同項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(秘密保持義務)

第四十七条の二 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務に関して職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五十二条 第四十七条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則

1 20 (略)

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、

定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができる。

5 第一項の場合において、加入者期間以外の期間に係る同項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(秘密保持義務)

第四十七条の四 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務（事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。）に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十二条 第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則

1 20 (略)

21 この法律による加入者であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第百八条の規定の適用

この法律による加入者でない者とみなす。

については、同条第二項中「厚生年金保険法による障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害共済年金」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害共済年金の額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法による障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による加入者であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第五項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。

(短期給付等に係る標準給与の区分等の特例)

25 第二十二條第一項の規定による標準給与の区分については、国家公務員共済組合法附則第六條の二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準給与の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準給与の等級のうちの最高等級の標準給与の月額は、同法第四十二條及び附則第六條の二の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二條第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)

「と、第二十三条第一項後段中「当該標準賞与の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準賞与の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与の額は零とする」とする。

27 前二項の規定は、長期給付の額の算定及び長期給付に係る掛金の徴収に関しては、適用しない。

(長期給付等に係る標準給与の区分等の特例)

28 第二十二條第一項の規定による標準給与の区分については、国家公務員共済組合法附則第六條の三第一項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第二十二條第一項の規定による標準給与の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準給与の等級のうちの最高等級の標準給与の月額は、同法第四十二條及び附則第六條の三の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

29 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二條第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十八項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第二十三條第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十八項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」とする

25| (略)

26| (略)

27| (略)

28| 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合
においては、第二十五条の表第二百二十六条の五第二項の項下欄中「任
意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保
険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資
格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資
格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」
と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるの
は「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特
例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加
入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者が
ある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、第二十七条第三項中
「前二項」とあるのは「前二項及び附則第二十七項」とする。

29| (略)

30| 前二項の規定は、短期給付の額の算定及び短期給付に係る掛金の徴
収に関しては、適用しない。

31| (略)

32| (略)

33| (略)

34| 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合
においては、第二十五条の表第二百二十六条の五第二項の項下欄中「任
意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保
険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資
格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資
格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」
と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるの
は「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特
例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加
入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者が
ある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、第二十七条第三項中
「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十三項」とする。

35| (略)

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
（第六条関係）

抄（平成二十三年九月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（加入者）</p> <p>第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 専任でない者又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるものの</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者</p> <p>2（略）</p> <p>（標準報酬月額）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業団は、加入者が、毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限る</p>	<p>（加入者）</p> <p>第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 専任でない者</p> <p>三 臨時に使用される者</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者</p> <p>2（略）</p> <p>（標準報酬月額）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業団は、加入者が、毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限る</p>

ものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

4
～
12
(略)

ものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

4
～
12
(略)

◎ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（第七条関係）

抄（平成二十二年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。</p> <p>八・九（略）</p> <p>2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第二百十三号）の規定による納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。</p> <p>3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 共済法第二十条第二項に規定する短期給付を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 共済法第二十条第二項に規定する長期給付を行うこと。</p> <p>八・九（略）</p> <p>2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第二百十三号）の規定による納付金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。</p> <p>3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p> <p>4（略）</p>

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)

四・五 (略)

2 (略)

附則

第十四条 削除

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十三条第一項第七号の業務及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)

四・五 (略)

2 (略)

附則

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第三号の規定の適用については、第二十三条第二項中「並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定による基礎年金拠出金並びに厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の規定による拠出金」と、第三十三条第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年

金保険法の規定による拠出金」とする。